しょうがいしゃきほんほう

→ n.4 参昭

は対がいしゃせさく すいしん きほんげんそく せさくぜんぱん 障害者施策を推進する基本原則,施策全般 についての基本的事項を定めた法律。 1970 (昭和 45) 年に制定された心身障害 しゃたいさく き ほんほう しょうがいしゃ と ま 者対策基本法が、障害者を取り巻く社会情 セぃ__^ム カッ___ たいおう 勢の変化に対応したものにするため 1993 (平成 5) 年に改正され, 障害者基本法と なった。

2 自立生活(IL)

じりつせいかつ(アイエル)

→ p.12 参照

「自立生活」という用語は、アメリカの概 ねん にほんこゃく 念を日本語訳したもので、肉体的あるいは ****りてき たにん いぞん 物理的に他人に依存しなければならない重 度障害者が、自己決定にもとづいて、主体 的な生活を営むことを意味する。IL (Independent Living) ともいわれる。

3 ADL

エーディーエル

→ p.12 参照

46

Activities of Daily Livingの略。「日常生 かつどう き にちじょうせいかつかつどう やく 活動作」「日常生活活動」などと訳される。 にんげん まいにち せいかつ おく まほんてきどう さ 人間が毎日の生活を送るための基本的動作 ^{ぐん} 群のことで、食事、更衣、整容、排泄、入 よく いじょう いどう 浴,移乗,移動などがある。

4 QOL

キューオーエル

→ p.12 参照

Quality of Life の略。「生活の質」「人生の 質」「生命の質」などと訳される。一般的 かが せいかつしゃ まんぞくかん あんていかん こうふく な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福 感を規定している諸要因の質のこと。諸要 いん いっぽう せいかつしゃじしん いしきこうぞう いっ因の一方に生活者自身の意識構造,もう一 方に生活の場の諸環境があると考えられ

5マズロー(Maslow, A.H.)

→ p.18 参照

アメリカの心理学者。「人間は自己実現に し 向かって絶えず成長する生きものである」 かでい にんげん よっきゅう だんかい かいそう と仮定し、人間の欲求を5段階の階層によ り理論化したことで知られている。

6 特別養護老人ホーム

とくべつようごろうじんほーむ

→ p.20 参照

老人福祉法にもとづく老人福祉施設の1 つ。65歳以上の者であって、身体上また は精神上いちじるしい障害があるために常 時の介護を必要とし、かつ、居宅において これを受けることが困難な者を入所させ て、入浴、排泄、食事などの介護のほか、 きのうくんれん けんこうかんり りょうようじょう せっち 機能訓練、健康管理および療養上の世話な どを行うことを目的とする施設。

7個別サービス計画

こべつさーびすけいかく

→ p.21 参照

かいこし えんせんもんいん 介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成 するケアプラン(居宅サービス計画,施設 サービス計画)の目標を実現するために、 せんもんしょく りつあん りょうしゃ 専門職ごとに立案された、利用者にかかわ るより詳細な計画のこと。利用者一人ひと りの状態をふまえ、その人らしい生活をす るための援助ができるように、各専門職の 視点からアセスメントを行い、課題の解決 に向けた目標や具体的な援助の内容・方法 た決定する。介護職が立案する個別サービ ス計画は、介護過程にもとづいて作成する もので、一般に介護計画と呼ばれる。

8 ステレオタイプ

すてれおたいぷ

→ p.27 参照

ある集団の成員全般に対する認知・信念な どのこと。実際にはどんな集団でも個人差 があり、そのステレオタイプが全員にあて はまることはないが、ステレオタイプが集 th せんいん 団の全員にあてはまると考えがちである。

9 権利擁護

けんりようご

→ p.29 参照

社会福祉の分野では、自己の権利や援助の ニーズを表明することが困難な利用者に代 わって、援助者が代理として、その権利の がくとく 獲得やニーズの充足を行うことをいう。

IIIエンパワメント

えんぱわめんと

→ p.29 参照

しゃかいてき はいじょ 社会的に排除されたり, 差別されたりして きたために「能力のない人」とみなされ、 じがんじしん まき ロとびと 自分自身もそう思ってきた人々が、みずか らについての自信や信頼を回復し、みずか らの問題をみずからが解決することの過程 とお LACTOTE LA 17 TE Lephorte Spin を通して、身体的・心理的・社会的な力を 主体的に獲得していくこと。

Ⅲ養介護施設従事者等

ようかいごしせつじゅうじしゃとう

→ p.30 参照

ろうじんふく しほう かいご ほけんほう きてい 老人福祉法や介護保険法で規定されている こうれいしゃ む ふくし かいこ じゅう じ 高齢者向けの福祉・介護サービスに従事す るすべての職員のこと。 高齢者虐待防止法 ていま において定義されている。なお、養介護施 せつ ろうじんかく ししせつ ろうじん 設とは、老人福祉施設(老人デイサービス センター、養護老人ホーム、軽費老人ホー 」。 のかりほうのうじん ちいきみっちいがたかい ムなど),有料老人ホーム,地域密着型介 ご ろうじんふく し しせつ かい ご ろうじんふく し しせつ かいご 護老人福祉施設,介護老人福祉施設,介護 ろうじん ほけんしせつ かいご いりょういん ちいきほうかつし えん 老人保健施設,介護医療院,地域包括支援 センターをいう。

12 養護者

ようごしゃ

→ p.31 参照

こうれいしゃぎゃくたいぼう しほう こうれいしゃ げん ようご 高齢者虐待防止法では、高齢者を現に養護 する者であって、養介護施設従事者等以外 のものと定義されている。

第 1 章 人間の尊厳と自立 47